



人事・労務に役立つ NEWS

事務所通信

1

発行：社会保険労務士法人 上町労務 2023

〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-8-201

TEL:06-6948-6098 FAX:06-6948-6096 e-mail:and26360@nifty.com

重要政策

令和4年度第2次補正予算が成立 雇用関係の助成金の見直しの内容は？

令和4年12月初旬、令和4年度第2次補正予算が可決・成立しました。この補正予算の内容は、一般会計の歳出総額が28兆9,222億円。厚生労働省関係では、追加額4兆7,858億円（うち一般会計4兆6,137億円）が計上されており、「賃上げ・人材活性化・労働市場強化」雇用・労働総合政策パッケージ等にも7,444億円が投じられることになりました。たとえば、雇用関係の助成金については、次のような見直しが行われることになりました。

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づく雇用関係の助成金の見直し

- 企業内における事業展開等に伴う労働者のスキル習得を支援する「人材開発支援助成金（事業展開等リスクリソース支援コース）」の創設
- 「キャリアアップ助成金」による非正規雇用労働者の待遇改善
- 「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」を活用した就職困難者の人材育成の推進
- 賃金上昇につながるスキルアップを目的とした在籍型出向を支援する「産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）」の創設
- 賃金上昇を伴う早期再就職を支援する「労働移動支援助成金」の見直し
- 賃金上昇を伴う中高年齢者の中途採用の拡大を支援する「中途採用等支援助成金」の見直し

★雇用関係の助成金については、令和4年12月から雇用調整助成金の特例措置を縮小する（一定の場合を除き、原則的な内容に戻す）こととされ、積極的に物価高の克服、コロナ禍で落ち込んだ経済の再生を目指す方向に舵が切られつつあります。その第一歩といえる見直しが行われました。各助成金の見直しの詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

決定済み・
施行待ちの改正

賃金のデジタル払い 令和5年4月から可能に

令和4年11月下旬、いわゆる賃金のデジタル払いを可能とするための「労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第158号）」が公布されました。施行期日は、令和5年4月1日とされています。この改正の概要は、次のとおりです。



いわゆる賃金のデジタル払いが可能に 労働基準法施行規則の改正の概要

賃金の支払方法については、通貨のほか、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み等によることができることとされています。

キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、資金移動業者の口座への資金移動を給与受取に活用するニーズも一定程度見られることも踏まえ、この度、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）ができるようになりました。

資金移動業者の指定要件等については、労働政策審議会労働条件分科会において、公労使の代表に議論いただいた上で、定められました。

資金移動業者の指定に係る一定の要件としては、たとえば次のようなものがあります。

- ① 賃金支払に係る口座残高の上限額を100万円以下に設定していること又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
- ② 破綻などにより口座残高の受取が困難となったときに、労働者に口座残高の全額を速やかに弁済することを保証する仕組みを有していること。

(次ページへ続く)

- ③ 労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により口座残高に損失が生じたときに、その損失を補償する仕組みを有していること。

など

★賃金のデジタル払いは、賃金の支払・受取の選択肢の1つです。会社側は、希望しない労働者に強制ではありません。あくまでも、社員の同意を得ることが前提の制度となっています。政府の強い要望で実現したものですが、企業としては、メリットとデメリットを見極める必要があるでしょう。実施にあたっての細かな要件などについては、気軽に尋ねください。

源泉徴収

要確認

「令和5年版 源泉徴収のしかた」を公表(国税庁)



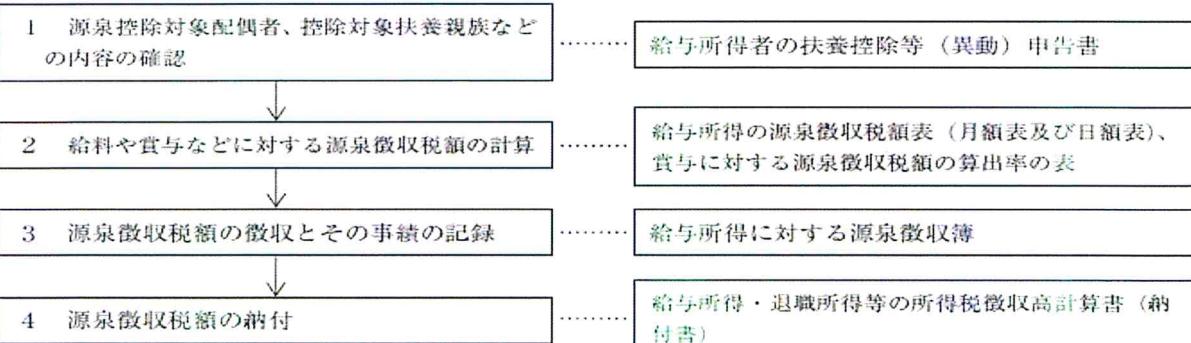
国税庁から、「令和5年版 源泉徴収のしかた」が公表されました。これは、会社や商店などで通常行う源泉徴収事務の概要を説明したものです。なかでも、最も重要といえるのは「給与所得の源泉徴収事務」ですが、そのほか、「退職所得の源泉徴収事務」なども取り上げられています。

..... 「令和5年版 源泉徴収のしかた」／給与所得の源泉徴収事務（基本を確認）.....

○ 月々（日々）の給料や賞与などを支払う際に行う源泉徴収事務

〈事務の内容〉

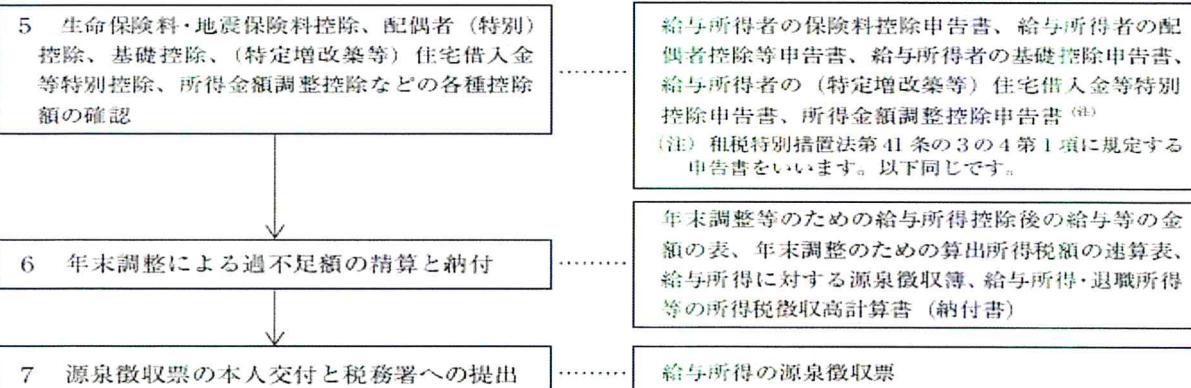
〈使用する税額表や申告書等〉



○ 年末調整事務等

〈事務の内容〉

〈使用する税額表や申告書等〉



★「令和5年版 源泉徴収のしかた」では、上記のような事務（主に「月々の源泉徴収事務」）について、その事務のしかたが、最新の内容で説明されています。令和5年1月からの源泉徴収事務を行う前に、今一度、確認しておきたいところです。詳細につきましては、気軽に尋ねください。



1/10

● 12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

1/20

● 納期特例適用 令和4年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付

1/31

- 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 11月決算法人の確定申告と納税・令和5年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 2月・5月・8月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）
- 労働保険料の納付（延納3期分）
- 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満／令和4年10月～12月）
- 法定調書の提出（税務署） ● 給与支払報告書の提出（市区町村）



◆あとがき◆